

第4回 農業委員会総会議事録

令和2年10月23日開会

中標津町農業委員会

令和2年10月23日、第4回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

1 番	二 瓶	裕 貴
2 番	横 田	千 秋
3 番	谷 川	好 則
4 番	長谷川	孝 二
5 番	田 中	洋 希
6 番	竹 村	聡
7 番	武 田	健 治
8 番	田 中	世 一
9 番	瀧 本	和 男
1 1 番	和 泉	光 広
1 2 番	後藤田	宏 幸
1 3 番	高 橋	正 一
1 5 番	小 林	亨
1 6 番	中 村	正 生
1 7 番	笠 原	康 博
1 8 番	本 田	信 幸

本日欠席した委員

1 0 番	須 崎	智
1 4 番	赤波江	信 二

附議した案件

(イ)	議案第15号	農地法第18条第6項の規定による解約通知について
(ロ)	議案第16号	現況証明願いについて
(ハ)	議案第17号	農地法第3条の規定による許可申請について
(ニ)	議案第18号	農地法第4条の規定による許可申請について
(ホ)	議案第19号	農地法第5条の規定による許可申請について
(ヘ)	議案第20号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
(ト)	議案第21号	農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について
(チ)	報告第7号	農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業完了届について

本日出席した職員

事 務 局 長	坂 井 一 文
庶 務 係 長	葛 西 利 光
農 地 係 長	小 倉 欣 也
係	宮 崎 智 佳

(開 会 10時30分)

- 議 長 定刻になりました。
ただいまの出席委員は、16名でございます。
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。
ただ今から、第4回中標津町農業委員会総会を開会致します。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。
日程1「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。
会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。
7番、武田 健治 委員。
8番、竹村 聡 委員。
以上、2名を指名致します。
日程2「会務報告」を事務局長から報告致します。
- 事務局長 9月28日の総会以降につきまして、会務報告をいたします。項目につきましては、お配りの資料をご覧くださいと存じます。はじめに、10月9日 令和2年度農地パトロールを実施し、委員15名の出席により、一時転用許可地6箇所、一時転用予定地1箇所を巡回し、一時転用後の状況などを確認したところであります。また、農地パトロール終了後、役場302号会議室におきまして10月1日から7日まで4班編成にて実施した、利用状況調査の結果を各班から報告いただき、今後の対応について協議したところであります。 以上で会務報告を終わります。
- 議 長 以上で、会務報告を終わります。
日程3、議案第15号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を上程致します。(1)について、事務局から説明をお願いします。
(挙手あり) 農地係長
- 農地係長 議案第15号、農地法第18条第6項の規定による解約通知(1)から(4)について、事務局よりご説明申し上げます。議案の2ページをお開きください。
(1) 1、当事者の住所、氏名。
貸主、中標津町字〇〇〇〇線〇〇番地、〇〇 〇〇。
借主、中標津町〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇。
2、解約する土地、字〇〇〇〇〇〇番〇〇、現況地目、畑、面積48,509㎡内40,000㎡。3、利用権の種類、賃貸借権。4、契約期間、平成28年8月1日から令和8年7月31日まで。5、合意解約成立の日、令和2年10月9日。6、解約の理由、合意解約。この案件については、議案第20号(2)に関連するもので、賃貸借していた農地について、合意解約し、再度、近隣農家と賃貸借するため、期間内解約するものです。
以上貸借の解約が成立しているものと考えますのでご審議願います。

議 長 日程4、議案第16号「現況証明願いについて」を上程致します。(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 横田委員

横田委員 上程になりました議案第16号 「現況証明願いについて」(1)について説明いたします。4ページをお開きください。

(1) 1、申請人の住所、氏名。

中標津町字○○○○○○番地○○、○○ ○○○。

2、土地の表示。字○○○○○○番○、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積21㎡、利用状況、山林原野、他1筆。3、申請の理由、地目変更登記申請のため。

4、見取図は、5ページのとおりです。

本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。

当該地は農業振興地域内の農用地区域外となっており、公簿が畑ですが、現況が山林原野であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。

令和2年10月19日、第2地区推進班で現地確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 二瓶委員

二瓶委員 上程になりました議案第16号(2)について説明いたします。6ページをお開きください。

(2) 1、申請人の住所、氏名。

○○市○○○○○○丁目○番○号、○○○○、○○ ○。土地所有者、○○市○○○番○号、○○ ○○○

2、土地の表示。○○○○○条東○丁目○○番、公簿、牧場、現況、農地・採草放牧地以外、面積501㎡、利用状況、原野。3、申請の理由、地目変更登記申請のため。

4、見取図は、7ページのとおりです。

本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。

当該地は農業振興地域内の農用地区域外となっており、公簿が牧場ですが、現況が山林原野であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。

令和2年10月16日、第4地区推進班で現地確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程5、議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程致します。(1)について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 後藤田委員。

後藤田委員 上程になりました議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請について(1)」について説明いたします。9ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

譲渡人、中標津町〇〇〇条〇〇丁目〇番地、(株)〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇線〇〇〇番地、(株)〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、山林、現況、畑、面積21,841㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、近隣農地所有適格法人へ所有農地を譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、移転の方法。所有権の移転。5、価格、1,400,000円。6、資金調達方法。自己資金。7、当事者の経営状況。構成員、2人、農従者、2人、経営地、計41,713,756.75㎡、家畜、牛838頭。8、見取図については、10ページのとおりとなっております。この案件につきましては、所有していた農地について当事者双方の申し出により農地所有適格法人に所有権移転したい旨の申し出があったものであります。別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程6、議案第18号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程致し

ます。

(1) について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 武田委員。

武田委員 上程になりました議案第18号「農地法第4条の規定による許可申請について」(1) について説明いたします。12ページを開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

中標津町〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇。

2、許可を受けようとする土地の表示。〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積30,992㎡。3、許可を受けようとする事由。農業用施設建設のため。4、転用の期間。許可日から永年。5、見取図については、33ページのとおりとなっております。この案件につきましては、農業用施設を建設するため申請があったものです。経営規模拡大のため、畜舎等の建設にあたり、計画する施設規模から、現有施設用地内では不足する状況となったため、農地転用して建設するものであります。申請面積については、30,992㎡で、令和2年10月19日に第3地区推進班において現地確認を行ったところ、申請地は作業道路、既存農業用施設に隣接しており、利便性を考慮すると代替地は他にないことから、別添の農地法第4条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

議長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、意見聴取致します。

日程7、議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程致します。(1)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 二瓶委員。

二瓶委員 上程になりました議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請について」(1) について説明いたします。15ページを開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町字〇〇〇〇〇線〇〇番地、〇〇 〇〇。

借主、〇〇〇〇〇〇〇〇〇丁目〇番〇号、(株)〇〇、代表取締役社長、〇〇 〇〇。

2、許可を受けようとする土地の表示。字計根別71番、公簿、畑、現況、畑、面積9,813㎡の内31,2.90㎡、他9筆、合計9,704.04㎡。3、許可を受けようとする事由。地盤調査及び地下水調査のため。4、転用の期間。令和2年11月19日から令和3年1月31日まで。5、権利の種類。使用貸借権。6、見取図については、16ページのとおりとなっております。本案件につきましては、農地法第5条の規定による農地転用案件で〇〇〇〇〇に当たり、候補地として選定した農地について、前段、一時転用により、地盤調査等のためのボーリング調査10箇所・浸透試験3箇所・地下水の水質調査等のための井戸1箇所及び作業通路を設置するものです。申請面積は9,704.04㎡となっております。令和2年10月16日、第4・5地区推進班にて現地調査の結果、地盤調査及び地下水調査のための一時転用であり、

採取後は農地に復元されることから、別添の農地法第5条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり北海道農業会議へ意見聴取することに、ご異議ございませんか。

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、意見聴取いたします。
日程8、議案第20号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。なお、本案件につきましては、(1)から(6)、(7)から(11)の2回に分けて審議を致します。
(1)(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 中村委員。

中村委員 上程になりました議案第20号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(1)(2)について、説明いたします。

議案の18ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町〇〇番地〇〇、〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇、〇〇歳。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 61,675 m²内 54,000 m²、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、近隣農家に農地の賃貸借を設定するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和2年11月1日から令和7年7月31日まで。6、価格。年 172,000 円。7、資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。世帯員3人、農従者3人、経営地、計 1,096,139 m²、家畜、牛 226 頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、19ページのとおりです。本案件につきましては、所有している農地について、近隣農家に賃貸借の設定をするもので、別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

議案の20ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町字〇〇〇〇線〇〇番地、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 48,509 m²内 40,000 m²、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、近隣農家に農地の賃貸借を設定するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和2年11月1日から

令和8年7月31日まで。6、価格。年120,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、借主の経営状況。世帯員6人、農従者4人、経営地、計582,141.20㎡、経営作物、馬鈴薯。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、21ページのとおりです。本案件につきましては、所有している農地について、近隣農家に賃貸借の設定をするもので、別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(3)から(5)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 上程になりました議案第20号(3)から(5)について説明いたします。22ページをお開きください。なお、(3)から(5)は譲渡人が同一なことから一括して説明致します。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人、北海道農業公社、理事長、竹林 孝。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇線〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積26,474㎡、他1筆、計49,595㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、保有合理化事業により売り渡しするもの。譲受人、保有合理化事業により借受けしていた農地を買受けするもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、2,420,000円。6、資金調達方法。スーパーL資金、2,400,000円、自己資金20,000円。7、譲受人の経営状況。世帯員6人、農従者4人、経営地、計841,482.68㎡、家畜、牛148頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、25ページのとおりです。

23ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇線〇〇〇番地〇、合同会社〇〇〇〇、代表社員、〇〇〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積23,994㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、保有合理化事業により売り渡しするもの。譲受人、保有合理化事業により借受けしていた農地を買受けするもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、11,747,000円。6、資金調達方法、自己資金。7、譲受人の経営状況。構成員2人、農従者2人、経営地、計1,214,986㎡、家畜、牛264頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、25ページのとおりです。

24ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇線〇〇〇番地、(株)〇〇〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 64,495 m²。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、保有合理化事業により売り渡しするもの。譲受人、保有合理化事業により借受けしていた農地を買受けするもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、4,643,000 円。6、資金調達方法。スーパーL 資金、4,600,000 円、自己資金 43,000 円。7、譲受人の経営状況。構成員 1 人、農従者 1 人、経営地、計 865,537 m²、家畜、牛 272 頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、25 ページのとおりです。

この3件につきましては、平成27年度の農地保有合理化事業において、北海道農業公社が買入した農地を、あっせん協議において決定した借主に賃貸借していたものであります。このたび5年間の賃貸借契約期間が満了することから、借主に売り渡すものです。別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(3) から (5) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(6) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 後藤田委員。

後藤田委員 上程になりました議案第20号(6) について説明いたします。26 ページをお開きください。

(6) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町〇〇〇条〇〇丁目〇番地、(株)〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇線〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、山林、現況、畑、面積 26,479 m²、他3筆、合計、畑 107,514 m²。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家へ譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、6,878,000 円。6、資金調達方法、自己資金。7、譲受人の経営状況。世帯員3人、農従者3人、経営地、計 652,083 m²、経営作目、馬鈴薯。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、27 ページのとおりです。

本案件につきましては、譲渡人より所有農地を譲渡したい旨の申し出があり、近隣農家と協議の末、譲受人を決定したものであります。別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(6)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。議案第20号(1)から(6)について、これを原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。
ここで、会議規則第16条の規定により6番、竹村委員の退席をお願い致します。
(～竹村委員退席後～)
(7)から(11)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 武田委員。

武田 委員 議案第20号(7)から(11)について説明いたします。28ページをお開きください。

(7)1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町〇〇〇〇丁目〇〇番地〇〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

譲受人、中標津町〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番、公簿、原野、現況、畑、面積24,793㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農家へ譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、1,809,000円。6、資金調達方法、自己資金。7、譲受人の経営状況。世帯員4人、農従者3人、経営地、計789,946㎡、家畜、牛200頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、29ページのとおりで。

本案件につきましては、譲渡人より所有農地を譲渡したい旨の申し出があり、近隣農家と協議の末、譲受人を決定したものであります。別添調査書のとおりで農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。30ページをお開きください。なお、(8)から(11)は譲渡人が同一なことから一括して説明致します。

(8)1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人、北海道農業公社、理事長、竹林 孝。

譲受人、中標津町〇〇〇〇〇番地〇、〇〇〇 〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積50,558㎡、利用目的、牧草畑、他1筆、合計、畑92,904㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、保有合理化事業により売り渡しするもの。譲受人、保有合理化事業により借受けしていた農地を買受けするもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、6,723,000円。6、資金調達方法。スーパーL資金、6,700,000円、自己資金23,000円。7、譲受人の経営状況。世帯員5人、農従

者4人、経営地、計960,930㎡、家畜、牛153頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、34ページのとおりです。

31ページをお開きください。

(9) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲受人、中標津町字○○○○線○○番地、○○ ○○、○○歳。

2、土地の表示。字○○○○○○番○、公簿、畑、現況、畑、面積34,025㎡、利用目的、牧草畑、他1筆、合計、畑41,986㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、保有合理化事業により売り渡しするもの。譲受人、保有合理化事業により借受けしていた農地を買受けするもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、2,601,000円。6、資金調達方法。スーパーL資金、6,700,000円、自己資金23,000円。7、譲受人の経営状況。世帯員5人、農従者4人、経営地、計1,691,179.60㎡、家畜、牛468頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、34ページのとおりです。

32ページをお開きください。

(10) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲受人、中標津町○○○○○○番地○○、○○ ○○、○○歳。

2、土地の表示。字○○○○線○○番○、公簿、畑、現況、畑、面積46,463㎡、利用目的、牧草畑、他2筆、合計、畑47,617㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、保有合理化事業により売り渡しするもの。譲受人、保有合理化事業により借受けしていた農地を買受けするもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、3,522,000円。6、資金調達方法。スーパーL資金、3,500,000円、自己資金22,000円。7、譲受人の経営状況。世帯員2人、農従者2人、経営地、計592,335㎡、家畜、牛74頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、34ページのとおりです。

33ページをお開きください。

(11) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲受人、中標津町字○○○○○○番地○、(株)○○○○、代表取締役、○○ ○○。

2、土地の表示。字○○○○○○番○、公簿、畑、現況、畑、面積16,219㎡、利用目的、牧草畑、他3筆、合計、畑95,216㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、保有合理化事業により売り渡しするもの。譲受人、保有合理化事業により借受けしていた農地を買受けするもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、6,694,000円。6、資金調達方法。スーパーL資金、6,600,000円、自己資金94,000円。7、譲受人の経営状況。構成員1人、農従者1人、経営地、計1,017,852㎡、家畜、牛218頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、34ページのとおりです。

この4件につきましては、平成27年度の農地保有合理化事業において、北海道農業公社が買入した農地を、あっせん協議において決定した借主に賃貸借していたものであります。このたび5年間の賃貸借契約期間が満了することから、借主に売り渡すものです。別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(7) から (11) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決されました。

(～竹村委員着席後～)

竹村委員に申し上げます。本案は原案のとおり、可決されました。

日程9、議案第21号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」を議題に供します。

内容を事務局から説明願います。

(挙手あり) 農地係長。

農地係長 議案第21号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」ご説明致します。36ページをお開きください。

令和2年度分といたしまして、(合同会社)〇〇〇〇、以上1件の提出がありました。

令和2年9月28日以降に受理した報告書でございまして、記載のとおり、いずれも農地所有適格法人の要件を全て満たしているものであります。

以上報告いたします。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。

よって本件は、承認されました。

日程10、報告第7号「農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。内容を地区推進班から報告願います。

(挙手あり) 武田委員。

武田委員 報告第5号「農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」(1)について説明いたします。38ページをお開きください。

(1) 1、届出人の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇、(株)〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、許可年月日、許可番号。令和元年10月25日付、中農委4第令元ー14号。

3、許可地の所在。中標津町〇〇〇〇番〇。4、転用目的、農業用施設。5、事業計画の期間。令和元年10月25日から令和2年9月25日まで。6、事業完了年月日。令和2年9月25日。7、この完了検査につきましては、令和2年10月19日、3地区推進班において現地確認を行い、計画通り建設されていたことを確認しております。以上報告いたします。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 以上で報告を終わります。
以上で、本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。
これをもちまして、第3回総会を閉会致します。ご苦労さまでした。

(閉会 11時05分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年10月26日

会長 _____

7 番 _____

8 番 _____

